

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第18条関係）				別表第2（第18条関係）			
区分		金額		区分		金額	
土地 占用 料	工作物を 設置する 場合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに <u>130円</u>	土地 占用 料	工作物を 設置する 場合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに <u>120円</u>
		電柱、街灯その他これ らに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>630円</u>			電柱、街灯その他これ らに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>560円</u>
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
備考1 支柱又は支線は、 <u>1</u> 本とみなす。				備考1 支柱又は支線は1本と、 <u>H柱は2本と</u> みなす。			
2 [略]				2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。